

預金口座振替規約

第1条 預金口座振替の申込み

1. お客様は、当行所定の方法によりケータイバンキング、インターネットバンキングもしくは当行所定の口座振替受付用の端末機（以下「端末機」という）において必要な操作をする方法、または当行もしくは当行が取扱う収納企業（以下「収納企業」という）所定の「預金口座振替依頼書」を当行宛に提出する方法により、収納企業に対する預金口座振替の設定を当行に依頼することができます。
2. 当行は、お客様が当行における口座振替依頼手続きを完了した場合、お客様の氏名、お客様の指定した預金口座の支店番号・預金種類・口座番号、その他口座振替設定に関し必要な情報を当該収納企業に送付または送信します。お客様は、当行が当該収納企業に対しかかる情報提供を行うことについて同意するものとします。
3. お客様が収納企業に当行所定の「預金口座振替依頼書」を提出し、当行が当該収納企業経由でその当該依頼書を受領した場合は、当行に届出のお客様の E メールアドレス宛に通知しますので、お客様は当行に届出の携帯電話機またはパーソナルコンピュータにて当該通知において当行が指定したアドレスにアクセスし、当行所定の本人確認手続きを行ったうえで申込内容を確認し、速やかに当行所定の手続きに従い確認結果を送信してください。当行は、お客様から内容が正しい旨の回答があった場合に限り、お客様の普通預金口座に当該確認結果に従った口座振替設定を行います。なお、お客様から依頼内容を取消す旨の回答を受信した場合または当行所定の期間内にお客様から内容が正しい旨の回答がなかった場合には、当行は当該依頼がなかったものとして取扱い、その旨を当該収納企業宛に通知するものとし、お客様はこれに同意するものとします。
4. 第 1 項に定める方法のうち、端末機において必要な操作をする方法で口座振替設定が行われた場合、当該設定に係る口座振替に関しては、本規約のほか当行所定のペイジー口座振替受付サービス規約（以下「ペイジー規約」という）が適用されるものとします。なお、本規約の条項とペイジー規約の条項が相違する場合には、ペイジー規約の条項が優先して適用されるものとします。

第2条 口座からの引落とし

1. 第 1 条に基づき口座振替設定が行われた収納企業から、当行に請求明細が送付されてきた場合は、当行は、請求明細に記載された引落口座情報(支店番号、預金種類、口座番号)とおお客様の預金口座との一致を確認のうえ、お客様に通知することなく収納企業が指定する日(以下「振替日」という)に請求明細に記載された請求金額をおお客様の預金口座から引落としのうえ支払うものとします。この場合、じぶん銀行取引規約、

普通預金規約に規定する預金の払戻し手続きなしで、当行にて預金の払戻しを行います。

2. 当行は、収納企業の都合により収納企業にて定めるお客さま番号等が変更になった場合といえども、お客さまに確認・通知等行わずに、変更後のお客さま番号等により引き続き口座振替を実行するものとします。

第3条 引落とし不能時の取扱い

当行は振替日に第2条に基づき振替処理を適宜実行する時点において、お客さまの預金口座の支払可能残高が請求明細に記載された請求金額に満たない場合には、お客さまに通知することなく、当該請求明細を収納企業へ返却します。また、お客さまの預金口座に対して同一の振替日に複数の収納企業から請求があり、上記振替処理を行う時点でお客さまの預金口座の支払可能残高が各請求明細に記載された請求金額の合計額に満たない場合には、いずれの引落としを実行するかは当行の任意とします。

第4条 預金口座振替の解約

お客さまが預金口座振替にかかる契約を解約するときは、当行所定の方法により当行に届出るものとします。なお、かかる解約の届出がない場合であっても、長期間にわたり収納企業から請求がない等相当の事由があるときは、特にお客さまからの申出がない限り、当行はこの契約が終了したものとして取扱うことがあります。

第5条 免責

本規約に基づく預金口座振替について、お客さまと収納企業との間で紛議が生じた場合といえども、当行の責めによる場合を除き、当行は一切責任を負いません。

第6条 規約の準用

1. 本規約に定めのない事項については、じぶん銀行取引規約等当行の他の規約の定めを準用します。
2. 本規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定の「じぶん銀行取引規約」において定義した内容に従うものとします。

第7条 規約の変更

当行は、本規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上